

# 特許庁におけるスタートアップ支援施策

2025年 7月31日

特許庁 総務部 企画調査課  
知的財産活用企画調整官 金子秀彦



# 特許庁の組織と役割

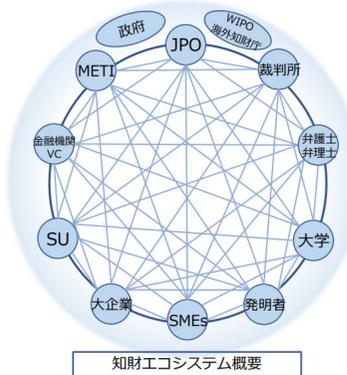
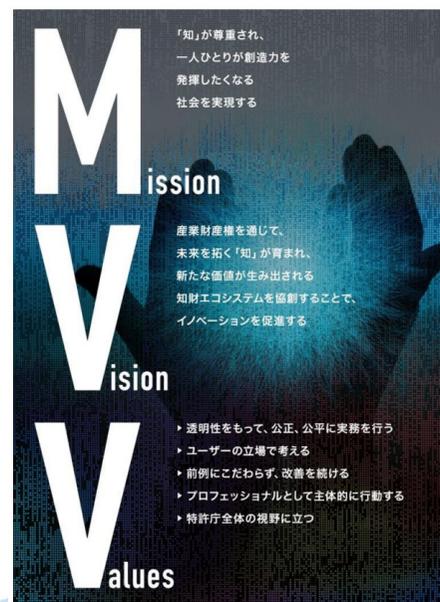


[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_fr6\\_000028.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr6_000028.html)

特許庁は、総務部、審査業務部、審査第一部、審査第二部、審査第三部、審査第四部、審判部から組織され、

- ① 産業財産権の適切な付与
- ② 産業財産権施策の企画立案
- ③ 国際的な制度調和と途上国協力の推進
- ④ 産業財産権制度の見直し
- ⑤ **中小企業・大学等に対する支援**
- ⑥ 産業財産権情報提供の拡充

等、我が国産業の発展に向けた取組を積極的に進めています。

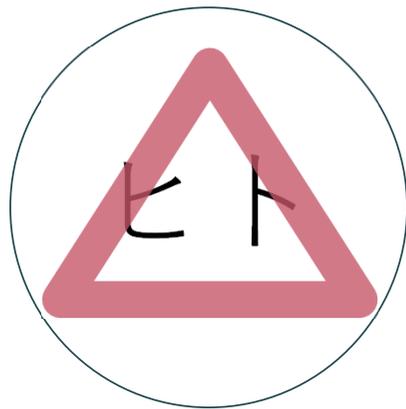


イノベーション（新たな価値）の創出を促進する知財エコシステムの構築・協創にあたっては、エコシステムに属する各主体が、それぞれの強みを持ち寄り・発揮することが重要。

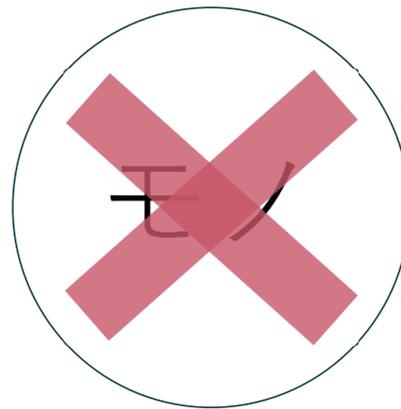
出典：  
 産業構造審議会  
 第18回知的財産分科会資料  
 令和5年3月2日

# スタートアップにとっての知的財産とは

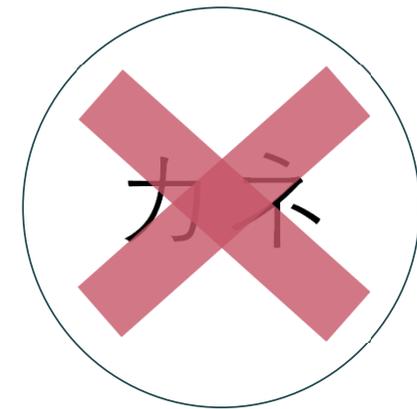
～スタートアップの経営資源～



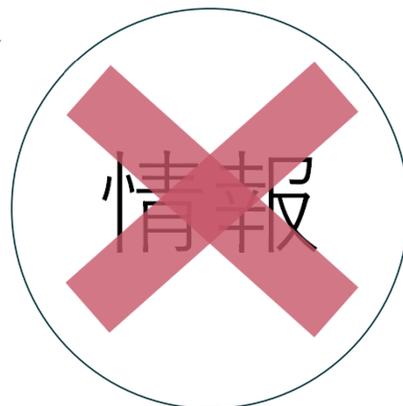
従業員



設備



資金



マーケット・販売網

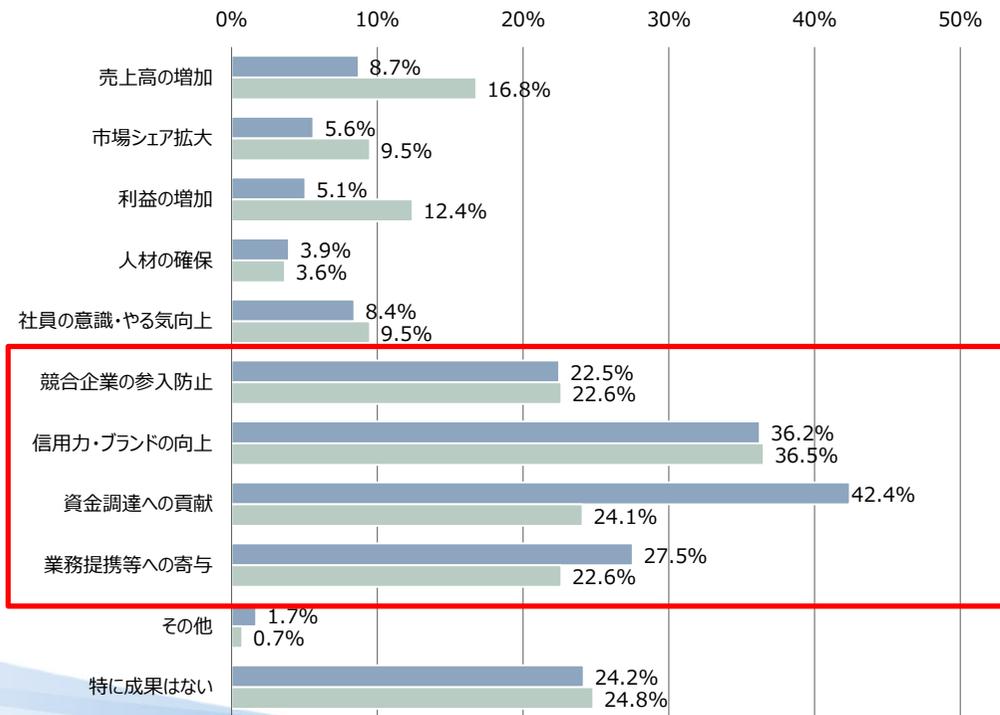


革新的技術・アイデア

# スタートアップにとっての知的財産とは

- 創業期スタートアップにおける知財活用による効果には、「資金調達への貢献」、「信用力・ブランド力の向上」、「業務提携等への寄与」、「競合企業の参入防止」等がある。
- 一方で、**不十分な知財戦略により資金調達やEXITの機会を逸失するリスク**もある。

知的財産の活用等による直接的・間接的な効果（複数回答）



■ (n=356) 創業期（シード・アーリー段階） □ (n=137) 成長拡大期（エクспанション・レイトー段階）

投資家は知財から生み出される将来性を評価するので、当社がこれまでに出願した特許をもとに将来的にどの程度の価値を生むのかという「知財価値評価」を出してもらい、客観的なエビデンスを得ることで**投資が受けやすくなった**。



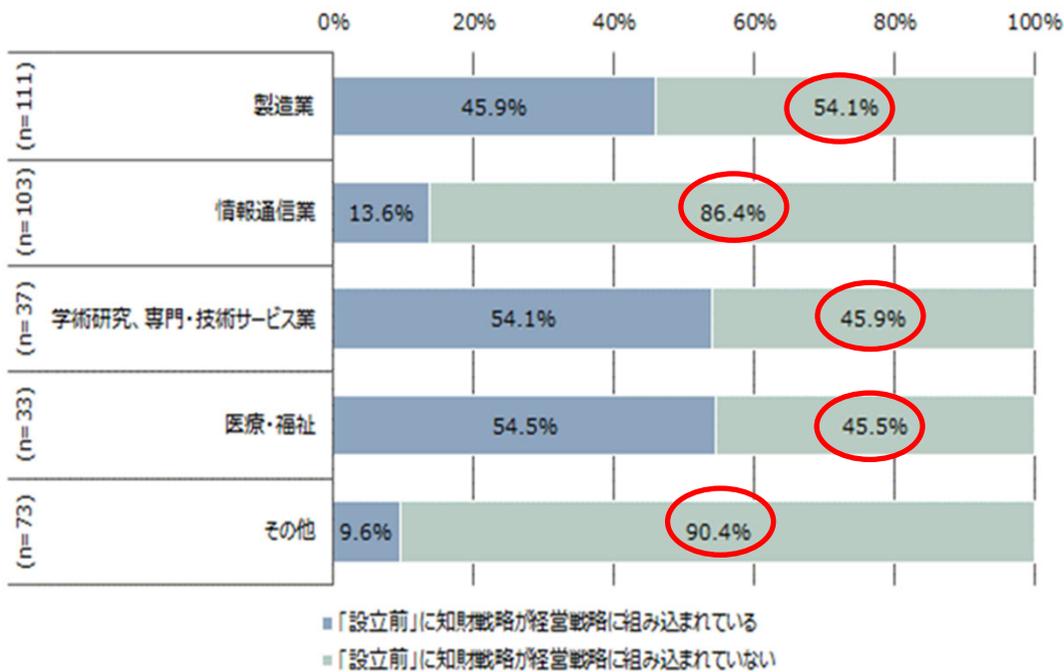
知財戦略がお粗末であったので**M&Aが止まってしまった**ことや**IPOの準備が止まってしまった**ケースがある。ライセンス先から指摘を受けて、**特許を取り直した**こともある。



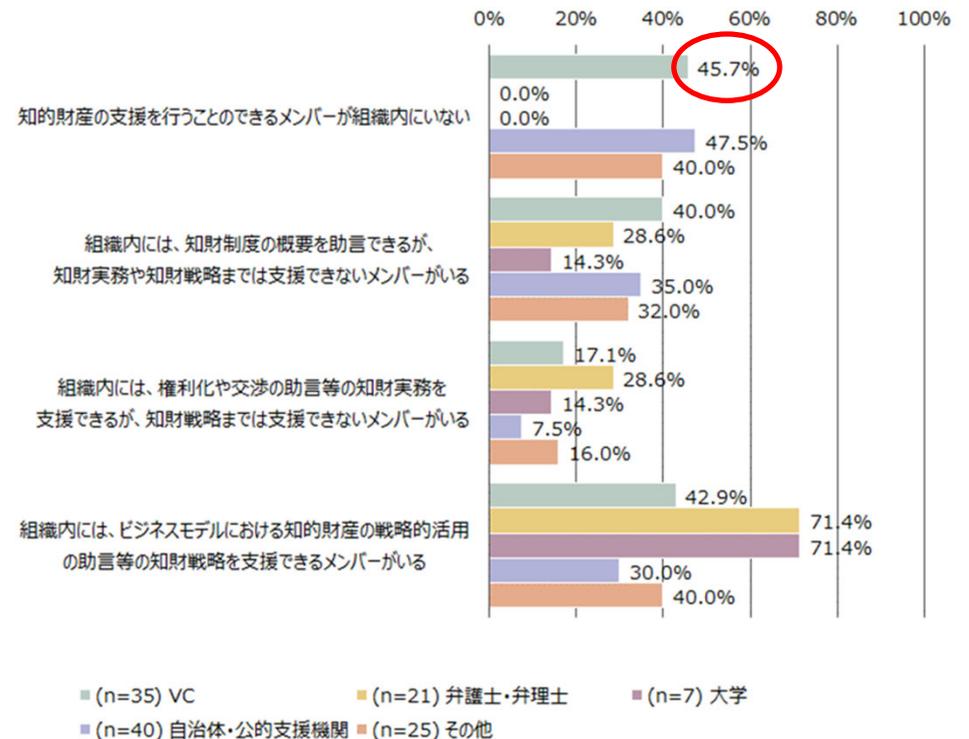
出典：令和3年度特許庁「スタートアップが直面する知的財産の課題に関する調査研究」

# スタートアップにとっての知的財産とは

- ▶ スタートアップの企業価値は、技術・アイデア（≒知財）に集約
- ▶ しかし、スタートアップコミュニティにおける知財意識は低い



(出典)  
令和3年度特許庁「スタートアップが直面する知的財産の課題に関する調査研究」報告書

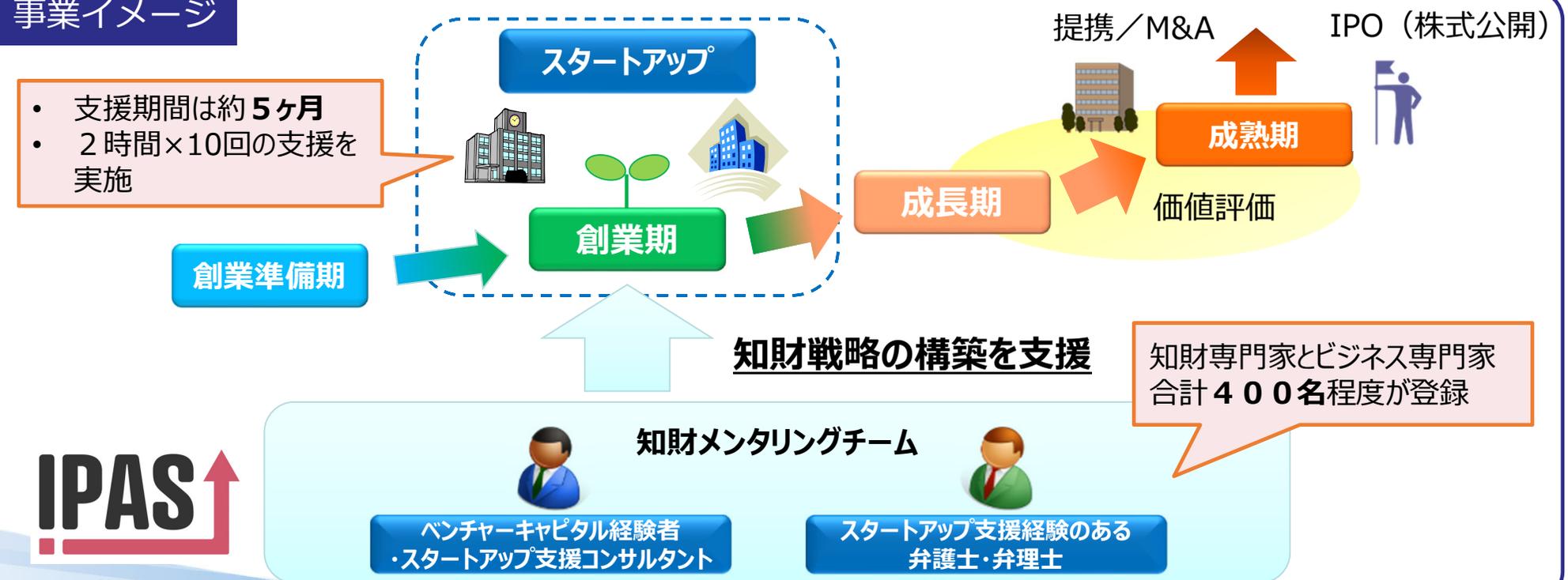


(出典)  
令和3年度特許庁「スタートアップが直面する知的財産の課題に関する調査研究」報告書

# ① 知財アクセラレーションプログラム (IPAS: IP Acceleration program for Startups)

- スタートアップに対し、ビジネスの専門家と知財専門家からなる知財メンタリングチームが適切なビジネスモデルの構築とビジネス戦略に連動した知財戦略の構築を支援。
- チームとすることで、スタートアップ経営と知財が両方わかる専門家の育成も期待。
- プログラムの広報を通じて、スタートアップコミュニティに知財を啓発。

## 事業イメージ



## ① 知財アクセラレーションプログラム (IPAS: IP Acceleration program for Startups)

➤ IPAS支援企業による**多くの業務提携、資金調達、EXIT等の成果**が実現

過去6年間 (2018年4月～2024年6月) の成果

● 支援企業数

122社  
(2018年4月～2025年6月)

● シリーズラウンドが進展した企業数

41社

● IPAS支援後の業務提携数

103社

● EXITした企業数

3社

M&A 1社  
IPO 2社

# ① 知財アクセラレーションプログラム (IPAS: IP Acceleration program for Startups)

- これまでの支援の実績に基づいて、事例集・手引きを作成。
- スタートアップ向け知財コミュニティポータルサイト「IP BASE」にて公開。



## 知財戦略支援から見たスタートアップがつまづく14の課題とその対応策

1. 実際にでてきた14の課題を解説
2. 支援側におけるポイントも掲載
3. 知財とビジネスの両方の視点がある



## IPASを通して見た知財メンタリングの基礎

1. IPASの知財メンタリングの開始前から終了時までを、Day0~Day7の段階に分けてストーリー風に紹介
2. ロボット系スタートアップを支援するという設定のもと、知財メンタリングの進み方を具体的に記載
3. 知財メンター、ビジネスメンターが知財メンタリングの各段階で抑えるべきポイントを解説



## IPAS運営の手引き

1. IPAS事業におけるスタートアップの選定から支援までの各プロセスを詳細に紹介
2. メンタリング以外のサブプログラムとして、専門家育成プログラム等を紹介
3. 今までのメンタリング結果からメンタリングチームを構成する時のポイントを抽出・紹介



## スタートアップを成功に導く

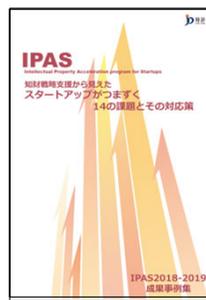
1. IPASの知見を専門家に共有するためのナレッジシェアプログラムを冊子にして公開
2. コーチング (VCの伴走支援)、起業戦略、事業戦略、資金調達・財務戦略、事業戦略に基づく知財戦略、交渉学を解説
3. グループディスカッションに用いた出題・解答例を紹介

## ② スタートアップ向け知財コミュニティ「IP BASE」

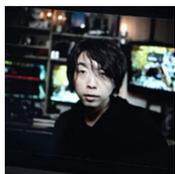
- ▶ スタートアップと、弁護士・弁理士などの知財専門家、及びベンチャーキャピタリスト等のスタートアップ支援関係者などからなる知財コミュニティの活動を促進させるため、スタートアップが知財に関する情報を取得する場、スタートアップ・知財専門家・スタートアップ支援関係者のネットワーク構築の場を提供。
- ▶ 知財ポータルサイト（IP BASEサイト）において、インタビュー記事、事例集、勉強会などの情報を発信。



ウェブサイトによる情報発信



事例集の掲載



ピクシーダストテクノロジーズ株式会社  
代表取締役CEO/博士 落合 陽一氏

“創業期から弁理士をメンバーに入れるのがオススメ”

大野総合法律事務所  
パートナー弁理士 森田 裕氏

“代理人と会社の知財顧問の二人三脚で  
ベンチャーの知財価値は最大限に高められる”



インタビュー記事の掲載



勉強会の開催

## ② | スタートアップ向け知財コミュニティ「IP BASE」

- IP BASE主催セミナーや、スタートアップ関連のイベントに登壇しスタートアップに知財の重要性を発信。
- IP BASEを知らない方々向けに動画サイトにより、知財の基礎情報やセミナー情報を5分程度の動画で発信。
- スタートアップ及びスタートアップに関わる関係者の知財に関する取組について、先進性、斬新性等の観点から高く評価された個人・組織を表彰する「IP BASE AWARD」を実施。



イベントへの登壇



動画による発信



優れた知財活動を行うスタートアップ等を表彰



# 大学見本市2025のご案内

日本最大級の産学連携イベント

# 大学見本市2025

## イノベーション・ジャパン

主催：国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)

**入場無料**  
来場登録制

2025 [10:00-17:00]  
**8.21** 木 ▶ **8.22** 金

東京ビッグサイト  
**西4ホール**

併催事業 大学発ベンチャー表彰2025~Award for Academic Startups~

8.22 金 2日目		
メインセミナー会場	特設セミナー会場	出展研究者ピッチステージ
<p>10:30~12:30</p> <p>JST事業セミナー</p> <p>CRDS</p> <p>研究開発のチカラで拓く持続可能な未来社会 ~科学技術イノベーションの最新動向~</p>	<p>11:00~13:00</p> <p>JST事業セミナー</p> <p>信頼されるAIへの挑戦 ~人工知能と次世代情報技術の最前線~</p>	<p>10:45~16:00</p> <p>出展研究者 ピッチプレゼンテーション</p> <p>会場A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ AI・情報通信</li> <li>▶ インフラ・防災・安全</li> <li>▶ カーボンニュートラル・環境</li> </ul> <p>会場B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 食料・農林水産</li> <li>▶ 健康・医療</li> </ul>
<p>13:00~14:00</p> <p>後援機関特別セミナー</p> <p>知財はここから。</p> <p>工業所有権情報・研修館</p> <p>研究シーズを社会実装するための パートナー企業へのアプローチ</p>	<p>13:20~13:50</p> <p>JST事業セミナー</p> <p>D-Global</p> <p>大学等発の革新的な技術を、国を超えたビジネスへ ~ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム(D-Global)の挑戦~</p>	
<p>14:30~15:30</p> <p>JST事業セミナー</p> <p>新しい流体科学： 流体計測法と熱制御技術の新展開</p>	<p>14:15~15:15</p> <p>後援機関特別セミナー</p> <p>特許庁</p> <p>大学発ディープテック・スタートアップのこれから ~M&amp;A活用を目指す理想のエコシステム像~</p>	

### ③ | ベンチャーキャピタルへの知財専門家派遣プログラム (VC-IPAS)

- 知財アクセラレーションプログラム (IPAS) では、知財専門家及びビジネス専門家からなる知財メンタリングチームをスタートアップに派遣することにより、事業戦略に連動した知財戦略構築等を支援してきた。
- 一方、スタートアップの多くは、VCからビジネス面の助言やハンズオン支援を受けており、**VCが事業計画も踏まえた知財戦略策定支援を合わせて実施できれば、効率的なスタートアップへの支援が期待できる。**
- しかしながら、VCによっては、ビジネス目線を踏まえた知財戦略構築支援の知見が十分に蓄積されているとはいえないことから、**VCを公募し、採択されたVCに対して知財専門家を派遣することにより、VCのキャピタリストと知財専門家が協働して、スタートアップに対して知財面からも支援を行えるようにする。**

ベンチャーキャピタル (VC)



知財専門家とキャピタリストが協働してスタートアップを支援

VC-IPAS

特許庁

IPAS

知財専門家を派遣



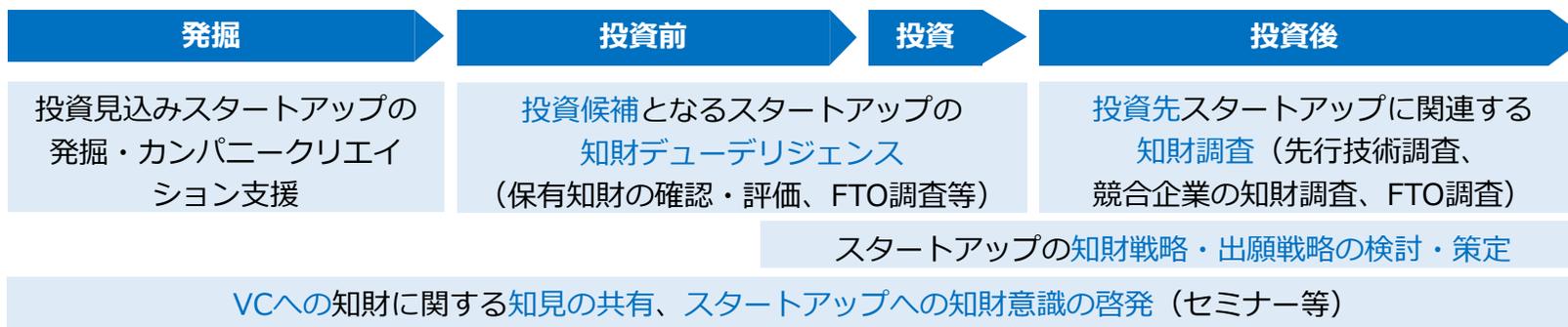
知財専門家とビジネス専門家のメンタリングチームがスタートアップを支援

スタートアップ



### ③ | ベンチャーキャピタルへの知財専門家派遣プログラム (VC-IPAS)

#### ▶ 知財専門家に行ってもらえる業務の例



参考：令和6年度採択15社

アーキタイプベンチャーズ株式会社
アグリビジネス投資育成株式会社
株式会社WIL
SBIインベストメント株式会社
クオンタムリープベンチャーズ株式会社
JMTCキャピタル合同会社
静岡キャピタル株式会社
スパークル株式会社
株式会社ディーブコア
株式会社デフタ・キャピタル
バイオ・サイト・キャピタル株式会社
株式会社ファストトラックイニシアティブ
ベータ・ベンチャーキャピタル株式会社
株式会社みらい創造機構
ライフタイムベンチャーズ合同会社

#### ▶ プログラムで得られるもの

##### ① VC

- 知財専門家の調査に基づく**知財デューデリジェンスの実施**による、**投資の確度の向上**
- VCと**知財専門家とのコネクション**の形成、VCへの**知財支援の知識・ノウハウの蓄積**
- これらを生かした知財支援による、**スタートアップからの信頼度向上**

##### ② スタートアップ

- VCを介した、**知財人材の紹介**や、**ビジネス戦略に連動した知財戦略構築等**の支援
- 自身の**独創的な技術やアイデア**をコアとした、**事業と知財の両面での成長**

##### ③ スタートアップ・エコシステム

- VCによる適切な知財デューデリジェンスを通じた**スタートアップの知財意識の向上**
- プログラム中にVCが得た、知財専門家との**コネクション**、知財支援の**知識・ノウハウ**に基づいて、**プログラム終了後も、VCがスタートアップに対して知財支援可能**に

## ④ オープンイノベーション促進のためのモデル契約書

- 「想定シーン」のもと、**大学・スタートアップ・事業会社の連携を通じ、知財等から生み出される事業価値の総和を最大化できるような契約書の例を提示**
- 「秘密保持契約」、「PoC契約（技術検証）」、「共同研究開発契約」、「ライセンス契約」、「利用契約」といった、複数の契約形態に対応



[スタートアップ×事業会社]

● 新素材編

● AI編

[大学×スタートアップ]

[大学×事業会社]

● 大学編

## ④ モデル契約書の構成

### 想定シーンを設定

秘密保持契約書

(新素材)

#### 想定シーン

1. 大学発スタートアップX社は、樹脂に添加することで放熱性能を金属並みに引き上げることができる新素材αの開発に成功した。新素材αは、特殊な表面処理がなされており、表面処理を調整することで様々な樹脂への添加が可能であることから、多種多様な用途に活用できる技術である。実際、多様な業種の企業が新素材αに関心を示している。
2. そうした中、自動車部品メーカーY社がX社に声を掛け、自動車の部品に関する共同研究開発を両社で行うことを検討するにあたり新素材αの技術情報(非公開の物性値、表面処理に関する情報)を開示するよう求めた。
3. X社がY社との取引で目指していることは、以下のとおりである。
  - ① 共同研究開発の対象は、Y社のマーケットシェアが高いヘッドライトカバーに当該素材を用いることに関するものとした。
  - ② 共同研究開発フェーズへと進んだ場合には、当該事実を公表して自社の技術力の確かさをPRする材料にしたい。
  - ③ できれば早期(2か月以内)にPoCまたは共同研究開発フェーズに進みたい。
4. X社の現状は、次のとおりである。
  - ① 法務や知財の知見に乏しく、専任の担当者もいない(外部の弁護士や弁理士任せとなっている。)
  - ② コア技術(新素材αそのものや新素材αが添加された樹脂組成物をカバーする物の発明など)は特許出願済みである。ただし、ヘッドライトカバー用などの特定の製品を対象とした用途特許の出願はしていない。

### 条項例を提示

#### ■ 第10条(期間)

第10条 本契約の有効期間は、本契約の締結日より1年間とする。ただし、本契約の終了後においても、本契約の有効期間中に開示された秘密情報については、本契約の終了日から3年間、本契約の規定(本条本文を除く。)が有効に適用される。

<ポイント>

- ・ 契約の有効期間を定めた一般的条項である。

### 条項の解説付き

<解説>

- ・ 契約期間のみならず、契約期間終了後に、どの程度の期間秘密保持義務を負担するかについても注意が必要である。契約期間が3か月など短く設定されていても、残存条項により10年など契約終了後も長期間に亘って秘密保持義務を負うケースもある。
- ・ 残存条項の期間は、厳しい交渉が行われる項目のひとつである。期間は2~3年とすることが多いが、ビジネスおよび開示される情報の性質(特に、対象となる秘密情報が陳腐化する期間。)により調整が必要である。製品のコアとなる技術情報などは比較的長期の保護が必要となろう。

### 条項の変更例も提示

#### ■ 第12条(裁判管轄)

第12条 本契約に関する紛争については、●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

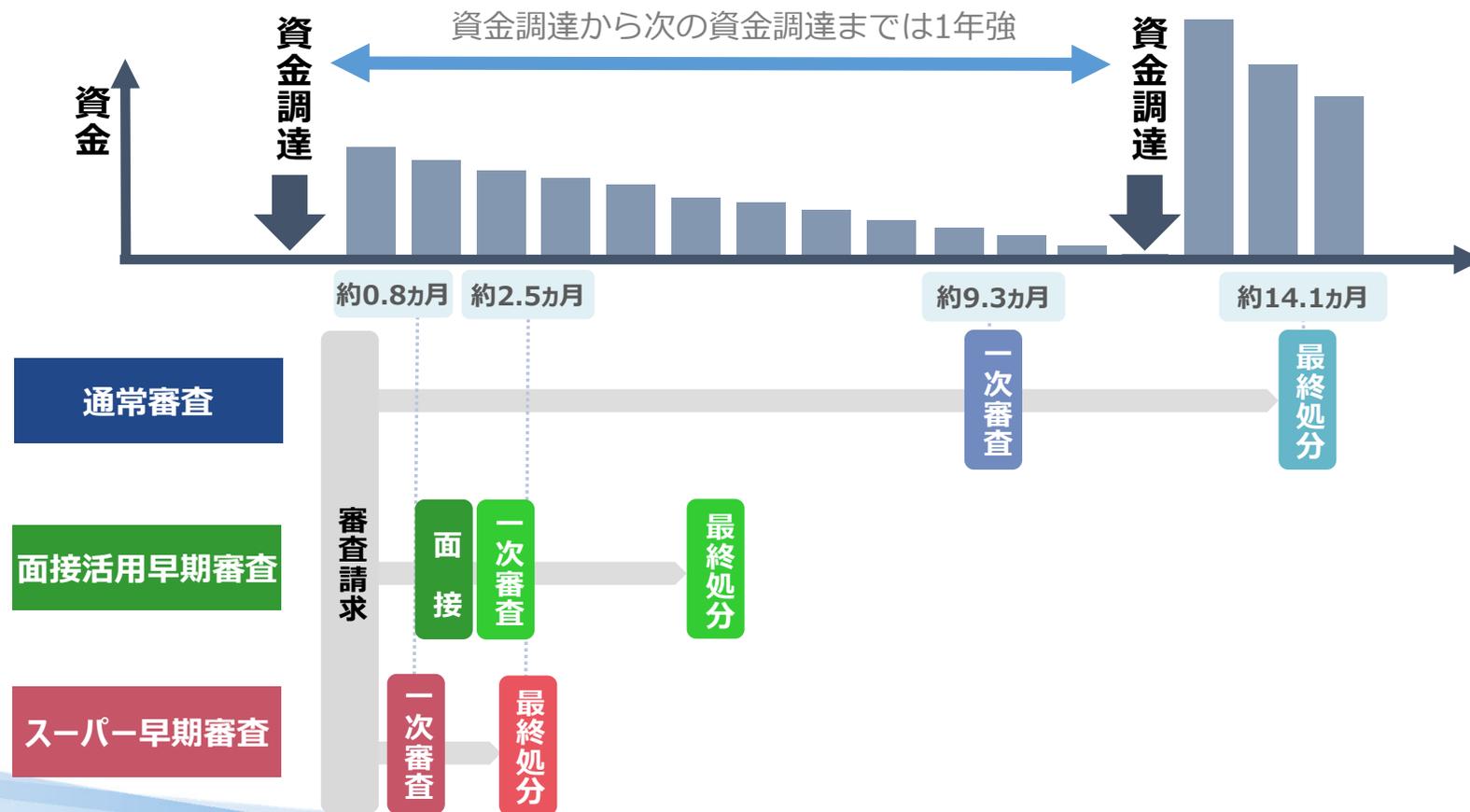
#### 【変更オプション条項2:仲裁】

第12条 本契約に関する一切の紛争については、(仲裁機関名)の仲裁規則に従って、(都市名)において仲裁により終局的に解決されるものとする。

## ⑤ スタートアップのスピード感に対応した早期審査

権利取得の経験が少ないスタートアップに向けて、

- 面接等コミュニケーションを充実し、きめ細かなサポートを提供
- 何よりも早く権利を取得したいというニーズには、スーパー早期審査で対応



## ⑥ スタートアップ向け手数料軽減

スタートアップは手数料が  $\frac{1}{3}$  ! 手続きも簡単!

審査請求料・特許料

通常

\* 約45万円



軽減後

約15万円



国際出願に係る手数料

\* 約28万円



約9.5万円



\*手数料は発明の数などによって変わります。

- ✓ 出願審査手数料／特許料は平均的なクレーム数である8として計算
- ✓ 特許料は第1年分から第10年分として計算
- ✓ 減免制度は2019年4月1日以降に審査請求をした場合である新減免制度

- ✓ 書類は平均的な30枚として計算
- ✓ 出願人がスタートアップである場合、送付手数料・調査手数料が1/3に軽減される
- ✓ 国際出願手数料はスタートアップが1/3負担、残り2/3を特許庁が負担し料金支援

### 対象者

(1)個人事業主の場合

- ✓ 事業開始後10年未満であること

(2)法人の場合（以下のいずれにも該当すること）

- ✓ 設立後10年未満で資本金額又は出資総額が3億円以下の法人であること
- ✓ 大企業（資本金額又は出資総額が3億円以下の法人以外の法人）に支配されていないこと

## ⑦ スタートアップの海外展開を支援する補助金 (特許・実用新案・意匠・商標)

「海外権利化支援事業」が令和7年4月よりINPITへ事業移管

### (1) INPIT外国出願補助金【全国公募】



	中小企業者、創業特定法人 試験研究機関等 (大学等を除く) 実施権者等	試験研究機関等 (大学等)
補助金額	1事業者あたり 300万円以内	上限なし
補助の対象	1出願に対する補助金額の上限は以下のとおり。 ・特許出願 : 150万円以内 ・実用新案登録出願、意匠登録出願、 商標登録出願の各出願 : 60万円以内 ・商標の抜け駆け対策の出願 : 30万円以内 ・特許出願に係る中間手続 : 50万円以内	
助成の対象	①外国特許庁等への出願手数料・出願審査請求料 ②①に要する国内・現地代理人費用等 ③①に要する翻訳費用	
補助率	1 / 2	

#### □ お問い合わせ

##### (1) INPIT外国出願補助金

- INPIT外国出願補助金事務局  
電話：03-3502-5424
- 独立行政法人 工業所有権情報・研修館 (INPIT) 知財活用支援センター 助成事業担当  
電話：03-3581-1101 内線3855

##### (2) 海外出願支援事業

- 実施機関 ※ 本社、支社、事業所等がある地域の補助事業者申請できます。  
都道府県中小企業支援センター等 (公募期間詳細については、URLまたはQRコードのページをご参照ください。)
- 制度全般について  
特許庁 総務部 国際協力課 海外展開支援室 TEL：03-3581-1101 (内線2577)



### (2) 海外出願支援事業【都道府県単位で公募】



	中小企業者等 (みなし大企業を除く)
補助金額	1事業者あたり300万円以内  1出願に対する補助金額の上限は以下のとおり。 ・特許出願 : 150万円以内 ・実用新案登録出願、意匠登録出願、 商標登録出願の各出願 : 60万円以内 ・商標の抜け駆け対策の出願 : 30万円以内
助成の対象	①外国特許庁への出願手数料 ②①に要する国内代理人・現地代理人費用 ③①に要する翻訳費用
補助率	1 / 2
実施機関	都道府県等中小企業支援センター等

※ 交付決定通知後に着手して発生した費用に限ります。  
 ※ 海外出願支援事業は東京都・長崎県・大分県・沖縄県の4都県では実施していません。  
 ※ 対象企業や対象となる手続き等、詳細情報は公募要領をご確認ください。



ありがとうございました

---

総務部 企画調査課

